

(10)PFOS・PFOA調査・対応(環境保全課、循環社会推進課)

1 環境(地下水、河川及び海域)における調査

【環境(地下水及び河川)における調査、飲用井戸衛生検査】

- ・令和5～7年度の調査の結果、地下水(105地点)及び河川(51地点)において指針値超過なし。

★令和8年度は、地震の前に調査した河川(7地点)において指針値超過なし。

<令和8年度>

- ・県内の主要地点(河川、地下水)及び飲用井戸に加え、「海域の定点」及び「地下水の新規地点」を調査する予定だったが、地震により保健環境科学研究所の分析機器が被災したため、一旦休止。年度内の調査再開に努める。

2 水道における水質検査

【水道事業等の検査】

- ・令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水道法に基づく水質基準(50ng/L)となったため、水道事業者等の検査実施状況を確認。令和8年6月末までに全事業者等で検査が行われ、基準値超過なし。

実施状況	R8年3月末時点		R8年6月末時点	
	実施済	超過	実施済	超過
水道事業	97%	0	100%	0
専用水道	97%	0	100%	0
合計	97%	0	100%	0

<令和8年度>適正な水質検査継続のため、引き続き保健所による巡回指導を実施。

3 廃棄物最終処分場及びその周辺における対応

【PFOS・PFOAの指針値超過事案への対応状況】

- ・令和6年度に、最終処分場(産廃19(熊本市を除く)、一廃29)を調査し、4処分場(産廃3、一廃1)以外は監視井戸及び周辺河川で指針値(50ng/L)超過はなし。
- ・令和7年度は、令和6年度に指針値を超過した4処分場の監視井戸(7地点)及び周辺井戸(14地点)で継続調査。当該処分場及び周辺の井戸における濃度は概ね横ばいで推移。

<令和8年度>指針値を超過した井戸の継続調査を実施。

- ・令和6年度までの熊本市の調査で、熊本市内の最終処分場からの放流水が河川の指針値超過の一因となっている可能性があることが判明。
- ・令和7年度は、当該最終処分場設置4事業者(5処分場)に対し流出削減対策を行う熊本市へ県が補助事業を実施。※令和8年度に予算繰越し3事業者(3処分場)において工事完了。他の事業者も年度内に完了予定。

<令和8年度>熊本市への県補助事業を継続するとともに、水質調査等を行い、対策の効果を確認。